様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和　8年　6月　8日

群馬県知事　　殿



提出者　　〒373-0014
住　所　群馬県太田市植木野町892番地1
株式会社　金井工事
氏　名　代表取締役　関口　誠一

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　　0276-25-2288

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社　金井工事
事業場の所在地	群馬県太田市植木野町892番地1
計画期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：建設業　　中分類：総合工事業
②事業の規模	売上高　　１，５７５，５３３，２３５円　（前年度）
③従業員数	２０人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	アスコンがら ガラスくず 金属くず コンクリートがら 石膏ボード 廃プラスチック類 汚泥 廃油 → 自社運搬　又は 収集運搬業者に委託 → 再生処理業者に委託して再生処理

（日本産業規格　Ａ列４番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
排　出　量	760.77 t	2.09 t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
排　出　量	600 t	1 t

（今後実施する予定の取組）

発生抑制に関する社内研修を実施する。

廃棄物の少ない工法の提案

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

令和8年4月1日から令和9年3月31日

廃棄物を分別して、中間処理業者に委託

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

混合廃棄物を細分化し、中間処理業者に排出する

各作業所において、分別BOX の設置や囲いの設置。保管場所の表示。

紙くず	木くず	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
0.9 t	61.27 t	64.29 t	3,172.65 t

紙くず	木くず	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
0.9 t	55 t	60 t	2,500.00 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和７年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和７年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類		
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t

（これまでに実施した取組）

特になし

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類		
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t

（今後実施する予定の取組）

特になし

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
全処理委託量	760.77 t	2.09 t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t
再生利用業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

（これまでに実施した取組）

可能な限り再生利用業者へ処理を委託し、最終処分量を低減。

t	t	t	t

t	t	t	t

紙くず	木くず	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
0.9 t	61.27 t	64.29 t	3,172.65 t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
全処理委託量	760.77 t	2.09 t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t
再生利用業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

（今後実施する予定の取組）

委託した処分場等の現地確認を定期的に実施する。

委託契約に際しては、委託先の処理能力等について実地確認を行う。

各作業所において、委託業者を選定し処分場の現地確認を行い、委託

※事務処理欄

紙くず	木くず	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
0.9 t	61.27 t	64.29 t	3,172.65 t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2　当該年度の6月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。